

別紙添付⑯

1 / 2 ページ

甲第37号証

大洋リアルエステート㈱

送信者：“大洋リアルエステート㈱”<info@taiyo-estate.co.jp>
宛先： <toru_hayamizu@mec.co.jp>
Cc: <Akita_Michio@m.smbc.co.jp>; <Noteu_Hideo@m.smbc.co.jp>; <Tamura_Hiroyuki@rk.smbc.co.jp>;
<daisuke_miyanouchi@mec.co.jp>; “kenta saeki”<kenta.saeki@daiwasmbc.co.jp>;
<Tanaka_Shingo@dn.smbc.co.jp>
送信日時： 2007年8月8日 15:10
件名： お世話になります。

平成19年8

月8日

三菱地所株式会社
資産開発事業部
速水様

社

大洋リアルエステート株式会

代表取締役社長 堀内 正雄

日ごろは大変お世話になっております。

さて、8月3日に大和証券SMBC株式会社から送付されました「定期借地権設定契約書に関する覚書」

及び、「関係者間契約書」を弊社の親会社であるCHEN KATO&PARTNERS PTE.,LTDにも当然ながら
送付致しました。

ところが、CHEN KATO&PARTNERS PTE.,LTDの投資家代理人より、
「この案文は余りにも三井住友銀行側の一方的主張ばかりで、このような条文は世界にも例がない。
既に三菱地所と大洋リアルエステートが合意した契約内容を、三井住友銀行は同意しておきながら、
一方的変更をするのが理解できない。余りにも常識が無い、驚くべき銀行だ。この様な銀行から
融資を受けることは、辞めておいたほうが良い。」
と強い指示がありました。

弊社と致しましても、親会社の投資家代理人からの強い指示でありますので、このままのスキームで
プロジェクトを進める事は非常に困難な状況になりました。

なお、弊社は三井住友銀行に代わり必要資金全額の融資業務を同条件で実行する事は可能
であります。

当初から申し上げておりました通り、当社に変更することも大きな選択肢の一つだと考えま
す。

非常にタイトなスケジュールの中で申し訳ありませんが、何卒ご配慮ご検討頂けたらと存じ
ます。

以上

2007/08/08

C.C	三菱地所㈱	宮ノ内 大資様
	大和証券SMBC	佐伯 健太様
	三井住友銀行	秋田 道夫様
"		野澤 秀緒様
"		田村 公幸様
"		田中 進吾様

)

)